

# 矢巾町定例記者会見

日 時：令和7年8月12日（火）  
午前9時30分～午前10時  
場 所：役場2階2-2会議室

## 【内容】

- 1 令和7年度矢巾町総合防災訓練について（総務課防災安全室）
- 2 令和7年度矢巾町戦没者追悼式の開催について（福祉課）
- 3 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について（こども家庭課）

**案件名** 令和7年度矢巾町総合防災訓練について**所管部署** 総務課 防災安全室 担当者 立花 真記（内線2708）

総合防災訓練を実施して、各種通信手段を活用した被害等状況の把握要領を訓練するとともに、指定避難所の開設・運営や要配慮者の避難等を想定した訓練を実施して、要配慮者を含めた一般市民の皆様にも参加（参観）していただきながら、避難態勢の充実・強化に資するものです。

◆日時 令和7年9月14日（日）午前9時～

◆場所 矢巾町保健福祉交流センター、医大通 等

◆参加機関・団体等（予定）

陸上自衛隊東北方面特科連隊、紫波警察署、盛岡南消防署矢巾分署、矢巾町消防団、矢巾町婦人防火クラブ、矢巾町自主防災会、矢巾町防災士、岩手医科大学、東日本電信電話株式会社岩手支店、北良株式会社、矢巾町に所在する社会福祉施設、岩手県立盛岡となん支援学校、その他参加可能な防災関係機関・企業・団体等

◆実施内容 添付資料を参照



# 令和7年度矢巾町総合防災訓練実施の概要

◆：今年度新たに取り入れた訓練

<b>留意事項</b>	防災関係機関等相互の共同連携による実動訓練と町民の皆様の参加型訓練を重視して実施し、避難行動の実効性を向上させること。		
<b>目的</b>	町は、総合防災訓練を実施して、災害対策本部における災害情報の収集及び被害等状況の把握要領を訓練するとともに、住民及び社会福祉施設利用者の避難誘導訓練を実施して、要配慮者を含めた町民の避難態勢の充実・強化に資する。	<b>主要訓練項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 職員等緊急参集訓練</li> <li>◇ 安否確認訓練</li> <li>◇ 避難所の開設運営訓練</li> <li>◇ 社会福祉施設を含む住民避難訓練</li> <li>◆ 要配慮者の避難受け入れ訓練</li> <li>◇ 避難所における救命救護訓練</li> <li>◇ 非常持出品展示説明訓練</li> <li>◇ 炊き出し訓練</li> <li>◇ 特設公衆電話・災害用伝言ダイヤル通信訓練</li> <li>◇ 災害ボランティアセンター展示説明訓練</li> </ul>
<b>日時</b>	令和7年9月14日（日）午前9時から12時（予定）		
<b>場所</b>	矢巾町保健福祉交流センター、矢巾町医大通 等		
<b>参加機関・団体等</b>	陸上自衛隊東北方面特科連隊、紫波警察署、盛岡南消防署矢巾分署、矢巾町消防団、矢巾町婦人防火クラブ、矢巾町自主防災会、矢巾町防災士、岩手医科大学、東日本電信電話株式会社岩手支店、北良株式会社、矢巾町建設業協議会、矢巾町に所在する社会福祉施設、岩手医科大学サークル「iM <sup>2</sup> EDiCo」、その他防災関係機関・企業・団体 等		
<b>訓練想定</b>	不安定な気象条件の下、「局所的なゲリラ豪雨による土砂災害等発生のおそれがある場合」を想定		
<b>実施の概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 職員等緊急参集訓練（町災害対策本部） 町災害対策本部の設置に伴い指定職員の緊急参集を行うとともに、災害対策本部会議を開催し今後の活動方針を決定する。</li> <li>◇ 安否確認訓練（各地区避難所） 各自主防災会（防災士）をもって地区の安否確認を行い、確認結果を災害時特設公衆電話を使用して町災害対策本部へ報告を行う。</li> <li>◇ 避難所開設運営訓練（町保健福祉交流センター） 要配慮者用（高齢者及び医療的ケア児等）避難所モデルを開設し、避難所内の研修及び実動的な避難者（要配慮者）の受入を実施する。</li> <li>◇ 社会福祉施設を含む住民避難訓練（悠和荘、志和荘） 町内土砂災害警戒区域に居住する住民及び社会福祉施設を対象とした実動による避難訓練を実施する。</li> <li>◆ 要配慮者の避難受け入れ訓練（岩手県立盛岡となん支援学校） 医療的ケア児避難所モデルを開設し、個別避難計画に基づき、要配慮者の避難訓練を実施する。</li> <li>◇ 避難所における救命救護訓練（町保健福祉交流センター） 避難所で発生した傷病者の救命・救護処置を訓練する。</li> <li>◇ 非常持出品展示説明訓練（町保健福祉交流センター） 避難する際に携行すべき物品（非常持出品）と当該物品の携行要領に関する一例を展示・説明する。</li> <li>◇ 炊き出し訓練（町保健福祉交流センター及び町共同調理場） 町学校給食共同調理場と陸上自衛隊災害派遣部隊との共同連携により、町備蓄食料を活用した非常食の調理～提供までの行動を訓練する。</li> <li>◇ 災害時特設公衆電話及び災害用伝言ダイヤルを活用した通信訓練（町保健福祉交流センター） 災害用伝言ダイヤル「171」の活用法について展示・説明する。</li> <li>◇ 災害ボランティアセンター展示説明訓練（町保健福祉交流センター） 災害時に町社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターの概要を周知し、災害時ボランティア活動の円滑な実施に資する。</li> </ul>		

**案件名** 令和7年度矢巾町戦没者追悼式の開催について**所管部署** 福祉課 生活相談係 担当者 阿部 連多（内線2573）

終戦から今年で80年を迎え、戦禍に倒れられた方々の御霊に対して哀悼の誠を捧げるとともに恒久平和の実現を祈念して、下記のとおり矢巾町戦没者追悼式を開催します。

◆日時 令和7年8月23日（土）午前10時30分～  
（午前10時00分開場）

◆場所 矢巾町公民館 3階 大研修室

◆主催 矢巾町遺族連合会、矢巾町

◆戦没者数 404柱

**案 件 名** **こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について**

**所管部署** こども家庭課 子育て支援係 担当者 立花 泰子（内線2776）

保護者の就労要件を問わず全てのこどもの育ちの支援と、子育てに孤立や不安を抱えている保護者の支援を目的に、0歳6か月から満3歳未満までの保育所等に入所していない児童を対象とした「こども誰でも通園制度」を開始します。

- ◆対象者 0歳6か月～満3歳未満の保育所等に入所していない児童
- ◆実施時期 令和7年10月1日から
- ◆実施施設 矢巾町立煙山保育園
- ◆利用可能時間 こども1人あたり月10時間まで
- ◆世帯の種類と1時間あたりの利用料（児童1人あたり）
  - 一般の世帯：300円
  - 生活保護世帯：無料
  - 市町村民税非課税世帯：60円
  - 市町村民税所得割77,101円未満の世帯：90円
  - その他支援児童がいる世帯：150円

## 主イベント【お知らせ】 8月中旬から10月上旬までの主なスケジュール



※下記スケジュールについては現時点のものであり、特に屋外でのイベントについては天候等の状況によって中止あるいは延期する場合があります。

日 付	内 容
令和7年 8月23日(土)	令和7年度矢巾町戦没者追悼式 (午前10時30分～ 矢巾町公民館 3階 大研修室)
9月14日(日)	令和7年度矢巾町総合防災訓練 (午前9時～ 矢巾町保健福祉交流センター、医大通 等)
10月 1日(水)～	「こども誰でも通園制度」(乳児等通園支援事業) (矢巾町立煙山保育園)
令和7年 9月 9日(火)	9月定例記者会見(予定) (午前9時30分から 役場庁舎2-2会議室)